

地方公共団体からの放射性物質に係る廃棄物の搬入量及び放射性物質濃度

<平成25年3月度>

<地方公共団体>

排出者	廃棄物品目	搬入量 (単位：t)	放射性物質濃度	
			排出者測定	採取日 (Bq/kg)
市原市 松ヶ島終末処理場	焼却灰	83.69	1/7	
			155	
千葉県印旛沼下水道事務所 花見川終末処理場	焼却灰	170.47	1/9	
			450	
千葉県印旛沼下水道事務所 花見川第二終末処理場	焼却灰	493.44	1/5	
			610	
千葉県印旛沼下水道事務所 花見川第二終末処理場	流動砂	82.01	10/30	
			510	
千葉県企業庁 佐倉浄水場	汚泥	148.88	2/7	
			619	
千葉県企業庁 人見浄水場	汚泥	573.53	2/6	
			413	
千葉県企業庁 南八幡浄水場	汚泥	331.39	2/7	
			1,223	
千葉県水道局 柏井浄水場	汚泥	266.48	2/6	
			252	
千葉県水道局 ちば野菊の里浄水場	汚泥	497.82	2/19	
			211	
千葉県手賀沼下水道事務所 手賀沼終末処理場	焼却灰	293.55	1/23	
			1,900	
千葉市 南部浄化センター	焼却灰	212.92	1/23	
			950	
成田市 成田富里いずみ清掃工場	溶融スラグ	85.93	1/10	
			13	

※ 1. 受入廃棄物において放射能濃度8,000Bq/Kg以下(134Cs及び137Csの合計)を受入基準としております。

※ 2. 下記の方法に従い測定、埋め立て管理を行っております。

- a) 特定産業廃棄物及び特定一般廃棄物には該当しないものの、平成24年11月9日公布の「放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令」以前の特定産業廃棄物及び特定一般廃棄物に該当する品目

測定頻度：毎月1回（排出者）、3ヶ月に1回（当社で測定）

- b) 特定産業廃棄物及び特定一般廃棄物を受け入れた場合

測定頻度：毎月1回（排出者及び当社で測定）